福島県過疎・中山間地域振興条例(平成十七年福島県条例第六十八号)新旧対照表

(定義) 第一条 (略)	
(定義)	第一条 (略)
	(定義)
第二条 この条例において「過疎・中山間地域」とは、次の各	第二条 この条例において「過疎・中山間地域」とは、次の各
号のいずれかに該当するものをいう。	号のいずれかに該当するものをいう。
一 (略)	一 (略)
二(略)	二 (略)
三 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号	地域自
)第二条第一項に規定する過疎地域(同法第三十三条第一)第二条第一項に規定する過疎地域
項又は第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を含	
む。)	
四 (略)	四 (略)
第三条から第十八条まで(略)	第三条から第十八条まで(略)
この条例は、公布の日から施行する。	